

歴史教科書の「市民革命」を問う — 英仏の教科書の記述を参考にして —

槇原 茂*

Shigeru MAKIHARA

A Reconsideration of the *Shimin Kakumei* (市民革命) in the Japanese History Textbooks, with reference to the viewpoints and narratives of the British and the French Textbooks

【キーワード：市民革命、歴史教科書、イギリス、フランス、中等教育】

《要 旨》

本稿は、「市民革命」という概念・用語が孕んでいる問題点と課題について考察することを目的としている。アジア太平洋戦争後のわが国の「市民革命」論は、学界の枠を越えて人口に膾炙し、学習指導要領にも反映されるようになった。そして、現行の学習指導要領や中学校社会科、高等学校歴史総合の教科書にも記述されている。ところが他方で、その母胎ともいえるイギリス革命史やフランス革命史における修正主義の台頭によって両革命の解釈は大きく変わり、「市民革命」論の前提になっていたブルジョワ革命論は否定されるようになった。本稿後半では、イギリスやフランスの前期中等教育の歴史教科書の構成や記述においてブルジョワ革命論、あるいは「市民革命」に類似した見方や概念が見られない点を確認した上で、無批判にこの概念を使い続けることに異議を唱えたい。とはいえ、安易に捨て去るのは早計であり、諸外国にも通用する概念・用語に鍛えなおすことができないかと問う。

はじめに

本稿は、「市民革命」という概念・用語が孕む問題点と課題について考察することを目的としている。筆者は、かねてより「市民革命」概念が、わが国において学術的な論議の対象とされないまま、あたかも歴とした事実を示す用語として流通していることに漠然とした疑問を抱いてきた。革命史を専門としていないこともあり、この問題を真正面から問い直すことはできないが、大学の授業でとりあげた歴史教科書の記述を手がかりにして、問題の所在を明らかにしてみたい。

第3章でみるように、イギリスやフランスの革命史学において修正主義の見方が有力になったにも関わらず、諸革命を包括的に捉える「市民革命」概念を問い直すとする試みはほとんどみられなかった。殊に歴史教育における「市民革命」概念に関しては、おそらく松永友有（2007）が論じたただけであった。松永は、英仏の革命史における修正論の動向や「ドイツ特有の道」論争を踏まえ、「市民革命概念そのものを全面的に放棄すべき段階までには未だ至っていないと言うべきである。しかしながら、市民革命概念の安易な使用には慎重であるべきである」と結論している。だが管見のかぎり、15年後の今も、この概念の使用について見直されてきたとはいえないようである¹⁾。

以下では、まず文部科学省の中・高学習指導要領において「市民革命」が近代の重要項目として取り上げられている一方で、教科書記述にはかなりの差異が見られる点を指摘する。関連して、戦後歴史学以来の「市民革命」論の変遷についても一瞥する。そして、英仏の前期中等

教育の歴史教科書を参照した上で、この概念の課題について論及したい。

1. 学習指導要領の記述

※以下、学習指導要領に関する年次にかぎり、元号（西暦）で表記する。

最初に、アジア太平洋戦争後の学習指導要領において「市民革命」がどのように記述されてきたかを確認しておきたい。なおここでは、学習指導要領の制度史的な検討は行わないこととし、「市民革命」に関連した学習指導要領の記述内容のみに着目する。

よく知られているように、戦前の「修身・日本歴史・地理」に代わる新教科として、1947年から「社会科」がスタートした。また1949年には、新制高等学校の社会科の科目として「世界史」が設置された。当初「試案」という文言を付されていたように、初期の学習指導要領の策定には試行錯誤が重ねられたようである²⁾。筆者の調べたかぎりでは、昭和26(1951)年に発表された『中学校高等学校学習指導要領 社会科編』の第3巻において「市民革命」が初めて記載された³⁾。「高等学校世界史」の「Ⅱ世界史各時代指導上の参考目標および参考内容」の「B参考内容」として、「近代社会2. 絶対王制と市民革命」〔下線、引用者〕の記載がみられる。その小項目として、a絶対王制の成立、b植民地の成立、cイギリス革命、d啓蒙思想、eアメリカの独立、fフランス革命が挙げられている。ただし、中学校社会科の内容について記述した第2巻では、「アメリカ、イギリス、フランスの民主主義」や「フランス革命」への言及はあるが、「市民革命」の語は使われてい

* 島根大学学術研究院教育学系

表1 中学校学習指導要領における「市民革命」の記載

学習指導要領の改訂・告示年	題名	「市民革命」の記載有無	備考
昭和22年(1947)	学習指導要領社会科編(II) (第七学年?第十学年)(試案)		
昭和26年(1951)	中学校高等学校学習指導要領社会科編II 一般社会科(中学1年?高等学校1年, 中学校日本史を含む)(試案)		
昭和30年(1955)	中学校学習指導要領 社会科編		地理的分野、歴史的分野、政治・経済・社会的分野の3区分が設けられた。
昭和33年(1958)	中学校学習指導要領		以後、文部省告示となった。
昭和44年(1969)	中学校学習指導要領		
昭和52年(1977)	中学校学習指導要領		
平成元年(1989)	中学校学習指導要領	○	
平成10年(1998)	中学校学習指導要領	○	
平成15年(2003)	中学校学習指導要領	○	文部科学省告示となった。
平成20年(2008)	中学校学習指導要領	○	
平成29年(2017)	中学校学習指導要領	○	

表2 高等学校学習指導要領における「市民革命」の記載

学習指導要領の改訂・告示年	題名	「市民革命」の記載有無	備考
昭和22年(1947)	学習指導要領 西洋史編(試案)		
昭和26年(1951)	中学校高等学校学習指導要領社会科編III (a)日本史(b)世界史(試案)	○	
昭和31年(1956)	高等学校学習指導要領 社会科編	○	「世界史A」「世界史B」が設けられた。
昭和35年(1960)	高等学校学習指導要領	○	以後、文部省告示となった。
昭和45年(1970)	高等学校学習指導要領	○	
昭和53年(1978)	高等学校学習指導要領		
平成元年(1989)	高等学校学習指導要領	○	「社会科」に換えて「地理歴史」「公民」が設けられた。
平成11年(1999)	高等学校学習指導要領		
平成15年(2003)	高等学校学習指導要領		文部科学省告示となった。
平成21年(2009)	高等学校学習指導要領		
平成30年(2018)	高等学校学習指導要領	○	「歴史総合」の内容のなかに「市民革命」の記載

ない。なお、戦後に文部省、後に文部科学省によって発表、告示された中学校、高等学校の学習指導要領における「市民革命」の記載の有無については、表1と表2にまとめてある。

その後昭和31年(1956)に改訂された『高等学校学習指導要領 社会科編』においても「ヨーロッパの絶対主義国家」のあとに「市民革命の発展」という項目が立てられ

ている。以降、高等学校の学習指導要領は、昭和35年(1960)、45年(1970)、53年(1978)、平成元年(1989)、11年(1998)、21年(2009)、30年(2018)と改訂された[これらは告示年であり、施行年は異なっている場合が多い]。これらを通して興味深い点は、昭和35年版、45年版と続いた「市民革命」の記述が昭和53年版で消えた後、平成元年版で復活、しかし平成11年、21年版で再び消えたこと

である。そして平成30年版では、新教科「歴史総合」の内容において「市民革命」が言及されている。ただし、記載のなくなった昭和53年、平成11年、21年の改訂版においても、「ヨーロッパの諸革命とアメリカ大陸」や「ヨーロッパ・アメリカの諸革命」という項目が立てられている。

次に中学校の学習指導要領については、昭和30年度発表の『中学校学習指導要領 社会科編』の後、昭和33年(1958)、44年(1969)、52年(1977)、平成元年(1989)、10年(1998)、20年(2008)、29年(2016)と改訂が繰り返された。上述の高等学校学習指導要領の動向と比較して、やや奇妙にも思われるが、中学校の学習指導要領では、平成元年版において初めて「市民革命」の語が登場した後、平成29年版までずっと重要な事項として記載され続けてきた。

ひとまず、戦後の中学校、高等学校の学習指導要領の多くは「市民革命」にふれており、近代の重要項目として定着していたといえる。しかしこの用語が使われなかった改訂版もある程度見られ、その場合、「ヨーロッパ・アメリカの諸革命」といった表記が使われていたことから、置き換え可能な用語・概念とされていたこともわかる。中学校と高等学校の学習指導要領の間で、記載された時期がずれている点も気になるが、その理由を掘り下げて検討することはできない。

最後に、次章で取り上げる歴史教科書の記述の前提になっている現行学習指導要領の関連箇所を載せておく。

《文部科学省『中学校学習指導要領』平成29年》

2〔社会科・歴史的分野の〕内容

C 近現代の日本と世界

(1)近代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア)欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き

欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。

……………

3 内容の取扱い

(4)内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のアの(ア)の「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。

「アジア諸国の動き」については、欧米諸国の進出に対するアジア諸国の対応と変容という観点から、代表的な事例を取り上げるようにすること。

《文部科学省『高等学校学習指導要領』平成30年》

2〔歴史総合の〕内容

B 近代化と私たち

(3)国民国家と明治維新

諸資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 18世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向、日本の明治維新や大日本帝国憲法の制定などを基に、立憲体制と国民国家の形成を理解すること。

……………

3 内容の取扱い

(3)のアの(ア)については、人々の政治的な発言権が拡大し近代民主主義社会の基礎が成立したことや、国民国家以外の国家形態が存在したことにも触れること。

2. 日本の歴史教科書の記述

続いて、現在使われている日本の歴史教科書の記述を確認しておきたい。考察の対象とするのは、中学校社会科の歴史分野については、平成29年告示の学習指導要領に基づいた教科書である。これらは、文科省の検定後、令和2年(2020)に出版されている。また高等学校については、平成30年3月告示の学習指導要領において新必修科目として設置された「歴史総合」の教科書を対象とする。これらは、令和3年(2021)に出版されている。便宜的に、中学校社会科歴史分野に関しては需要総数に占める割合が1%以上の教科書、高校「歴史総合」に関しては5%以上の教科書を取り上げた〔表3、表4参照〕。

まず、中学校、高等学校の教科書のすべてにおいて「市民革命」が記載されているわけではない点が注目されよう。表3で取り上げた中学校7社のうち3社、表4の高校8社のうち1社の教科書は、「市民革命」の用語や概念を用いていない。そして中学校、高校の教科書で需要の最も多い東京書籍『新しい社会 歴史』と山川出版社『歴史総合 近代から現代へ』が「市民革命」の語を用いていないことにも気づかされる。

さらに重要と思われるのは、「市民革命」を用いている教科書の間でも、17世紀のイギリス革命(ピューリタン革命、名誉革命)を含めるかどうかの違いがある点である。表3の示すように、中学校の教科書では、イギリス革命を含めるものが3点〔2,5,6〕、含めないものが1点と分かれるが、「市民革命」の概念を用いない教科書でもイギリス革命に言及しているもの〔1,3〕と言及していないもの〔7〕に分かれている。高校「歴史総合」に関する表4では逆に、「市民革命」にイギリス革命を含めていると考えられるのは帝国書院の教科書〔2〕のみである⁴⁾。

ここで、現行学習指導要領の記述をもう一度参照すると、中学校社会科の場合、「アメリカの独立、フランス革命などを扱う」〔傍点=引用者〕とされているのに対し、高校「歴史総合」では、「18世紀後半以降の欧米の市民革命」と時代的な限定が加えられている。こうした学習指導要領の記述の違いが、イギリス革命が含まれるかどうかの違いとなって現れているかもしれない。教科書執筆者の

表3 中学校社会科・歴史的分野における「市民革命」の記載

番号	編者／著者	書名	出版社	「市民革命」の記載有○ 索引に記載＝※	定義／「市民革命」として言及されている革命／備考 文末の数字は、該当ページ
1	矢ヶ崎典隆、坂上康俊、谷口将紀ほか	新しい社会 歴史	東京書籍		第5章1節「欧米における近代化の進展」においてイギリス革命、アメリカ独立革命、フランス革命が取りあげられている。150-153
2	黒田日出男ほか	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	帝国書院	○ ※	「支配される側にいた市民とよばれる人々が、王など支配する側の人々を倒して、社会を急激に変える動きのことをいいます。市民革命では、古い身分制を改め、自由で平等な社会の実現が目指されました。」149 ビューリタン革命・名誉革命（イギリスの議会制）、アメリカ独立戦争、フランス革命
3	久留島典子ほか	中学社会 歴史 未来をひらく	教育出版		イギリスの革命（ビューリタン革命、名誉革命）、アメリカ独立革命とフランス革命を時系列的に記述。アメリカ独立革命のフランス革命への影響に言及150,151
4	藤井譲治ほか	中学社会 歴史的分野	日本文教出版	○ ※	「アメリカ独立革命やフランス革命のように、身分制を打破し、人間の自由と平等をめざす運動を市民革命といいます。」167／「課題例2 政治参加の歴史に学ぶ」でも、アメリカ独立革命とフランス革命があげられている。
5	橋場弦、桜井英治ほか	中学歴史 日本と世界	山川出版社	○ ※	「第5章1節 市民革命の時代」「ほとんどの国ではそれまで、人々は何らかの身分に属し、身分に応じて義務と権利が定められていた。しかし、そのような身分制を撤廃し、自由で平等な市民として国の政治に参加することを目標とする動きが生まれたのである。」156 イギリス革命、アメリカ独立（革命）、フランス革命／「市民革命の影響」において「実際の市民革命」に孕まれていた差別構造に言及159
6	伊藤隆ほか	[最新]新しい日本の歴史	育鵬社	○ ※	「市民革命と近代社会の成立」の見開きにおいてイギリスのビューリタン革命・名誉革命、アメリカ合衆国の独立、フランス革命が概観され、「こうした欧米諸国の変革を市民革命といひ、その後の世界の政治に影響をあたえました。これ以後の時代を近代といひます。」164,165／西洋を中心とした近代世界の成立についての記述が簡潔
7	安井俊夫ほか	ともに学ぶ人間の歴史	学び舎		アメリカ合衆国の独立、フランス革命に関する記述のなかに、先住民、黒人奴隷、女性の権利が無視ないし抑圧されていた点をとりあげている。138-141 ビューリタン革命、名誉革命は、巻末の年表に記載されているだけ。

注：中学校教科書の占有率については、以下を参照。「令和3年度の教科書 小・中学校の占有率」[日本教育新聞]第6261号(2020年12月7日)、11頁。

表4 高等学校「歴史総合」における「市民革命」の記載

番号	編者／著者	書名	出版社	「市民革命」の記載有○ 索引に記載＝※	定義／「市民革命」として言及されている革命／備考 文末の数字は、該当ページ
1	岸本美緒、鈴木淳ほか	歴史総合 近代から現代へ	山川出版社		
2	川手圭一ほか	明解 歴史総合	帝国書院	○	第2章の冒頭で一カ所、「市民革命」の語のみ使用 イギリスの革命、アメリカ独立革命、フランス革命
3	久保文明、中村尚史ほか	現代の歴史総合 みる・読むとく・考える	山川出版社	○ ※	「基本的人権を保障された国民が主権をもつ民主主義的な社会を実現させた事象を市民革命と呼ぶ。」41 アメリカ独立革命、フランス革命
4	川島真ほか	新選歴史総合	東京書籍	○ ※	「現在の世界では、すべての人が独立した自由な個人として法的に平等な権利をもつような社会のあり方、つまり市民社会の原理が理念として普及している。そのような市民社会原理の実現に向かう動きを市民革命とよぶ。」52 アメリカ独立革命、フランス革命
5	木畑洋一、成田龍一ほか	詳述歴史総合	実教出版	○	第2章の題名「欧米の市民革命と国民国家の形成」。はしがき「時代をみる」で、「18世紀末から19世紀なかばにかけての欧米諸国は、市民革命と産業革命が同時に進行していく二重革命の時代といわれてきた。市民革命は、絶対王政を打倒して封建的特権を廃止し、法の前に自由で平等な市民が主人公となる時代をつくりだした。」と記述。40 アメリカ独立革命、フランス革命
6	市川大祐、長井伸仁、吉澤誠一郎ほか	わたしたちの歴史 日本から世界へ	山川出版社	○ ※	第1部第7章「市民革命と国民統合」の冒頭、「ヨーロッパでは17世紀に、国家や社会のあり方についての考察が進み、近代自然法の思想が生まれた。この思想から、国家の起源を自由で平等な個人どうしが自発的に取り結ぶ契約に求めるといふ社会契約説が生まれた。やがて、社会契約説は身分制社会や君主（国家）の王政に対する抵抗の根拠となり、18世紀後半から19世紀半ばにかけて、いわゆる市民革命と呼ばれるできごとが各地でおこった。」として、アメリカの独立とフランス革命が概説されている。42
7	木畑洋一、成田龍一ほか	歴史総合	実教出版	○	第2章の題名「欧米の市民革命と「西洋の衝撃」」。但し、本文では「市民革命」は用いられていない。アメリカ独立戦争、フランス革命
8	池田明史ほか	高等学校 歴史総合	第一学習社	○ ※	アメリカ独立革命は、平等な権利をもつ市民の意志にもとづいて従来の政府を打倒し、新たな政府をつくり直す（市民革命）という歴史的な事件であった。51 アメリカ独立革命（、フランス革命）

注：高等学校「歴史総合」教科書の占有率については、以下を参照。「22年度高校教科書採択状況—文科省まとめ(上)」[内外教育]第6975号(2022年02月15日)、13頁。

判断に影響をあたえた可能性も否定できないだろう。

また、「市民革命」の語を用いている教科書の間でも、この概念の定義を明記している教科書から、単に章のタイトルや端書き等で用語を記述しているだけの教科書まで、記載の形式や内容が異なっている点も見逃せない。中学校社会科では、定義と見なせる文章を付している教科書は帝国書院、日本文教出版、山川出版社であり、「身分制の撤廃」や「自由で平等な社会の実現」〔が目指されたこと〕が核心とされている。また「歴史総合」では、山川出版社『現代の歴史総合』、東京書籍『新選歴史総合』、実教出版『詳述歴史総合』、第一学習社『高等学校 歴史総合』が該当する。中学校教科書に比べると、より多様な論じられ方になっているとはいえ、「基本的人権を保障された国民が主権をもつ民主主義的な社会を実現させた事象」〔『現代の歴史総合』〕、「法の前に自由で平等な市民が主人公となる時代をつくりだした」〔『詳述歴史総合』〕という基本線は、中学校の教科書と同様と言ってよいだろう。なお、現在最も多く使用されていると考えられる歴史総合の教科書、山川出版社の『歴史総合 近代から現代へ』は、第2章2節の題名「アメリカ独立革命とフランス革命」に並べて、「アメリカ独立革命とフランス革命は、近代民主政治の基本原則を世界に示した。どのような類似点と相違点があったのだろうか」という問いを掲げている。「市民革命」概念を使わずとも、両革命に共通する意義について考えさせようとしているといえる⁵⁾。

以上、日本の学習指導要領と歴史教科書における「市民革命」の記載、また後者の記述内容に関して検討してきた。筆者としては、一律に記載されているわけではない点や「市民革命」に17世紀のイギリス革命を含めるかどうかの違い、あるいは記述される文脈の違いなどを、「混乱」と捉える必要はないと考える。とくに教科書に関しては、執筆者の立場や考え方の違いが反映されることは当然のことであり、むしろ望ましいことともいえよう⁶⁾。しかし記載の有無などの現状に、歴史学の側が長年にわたって「市民革命」概念をいわば不問に付してきたこともかわってはいないだろうか。筆者は、この用語、概念について再検討すべきときではないかと考える。そこで、アジア太平洋戦争後の日本の歴史学において「市民革命」がどのように論じられていたのか、概略を押さえておきたい。革命史の専門家でもない筆者にできることなど、せいぜい筆の髄から天井を覗く程度であることはあらかじめお断りしておかなくてはならない。

3. 「市民革命」論の変遷

しばらく前のことになるが、「市民革命」の概念が孕む問題性に改めて気づかされたのは、『山川世界史小辞典』(2004)の次の項目〔以下、「辞典項目解説」と略〕を読んだときである。

市民革命 bourgeois revolution

フランス革命をモデルとするマルクス主義の概念では、封建社会から資本主義社会への移行期に、封建制を打破して資本主義を確立することを目的として、

新興のブルジョワジーが主体となって遂行する政治変革をさし、ふつうは「ブルジョワ革命」という。イギリス革命、アメリカ独立革命もそれに相当するとされる。第二次世界大戦後、この古典的規定に対して修正主義が登場し、革命の主体は必ずしもブルジョワだけでなくリベラル貴族もいること、したがって経済関係をめぐる階級対立が主要な内容ではなく、政治構造の変革が革命の目的であることなどが主張された。日本では、大戦中に「ブルジョワ」の語が「市民」に置き換えられたため、「市民革命」の用語が生まれた。「ブルジョワ革命」とまったく同じ意味で使われることもあるが、「市民社会」の誕生を目的とする政治変革へと、意味が横滑りする場合もある。この場合の「市民社会」は、自由な個人が自由に取り結ぶ平等な関係という社会学的概念であり、革命の内容が異なる。日本の戦後歴史学は、この異なる「市民革命」概念を混同ないし折衷した⁷⁾。〔下線、引用者〕

この辞典の項目執筆者は匿名であり、巻頭の執筆者一覧のなかの一人であることしかわからない。しかし管見のかぎり、簡潔ながら要所を的確に押さえた解説であると思われる。これを手がかりにして、①「市民革命」の語が「ブルジョワ革命」と同じ意味でも使われること、②第二次世界大戦後、「ブルジョワ革命」論に対して修正主義が登場したこと、③日本では、「ブルジョワ」の語が「市民」に置き換えられ、「市民革命」が「市民社会」の誕生を目的とする政治変革へと、意味が横滑りする場合もある」ことの三点のうち、まずは①と②について少し詳しくみておきたい。

前世紀後半から今世紀初めまで、日本のフランス革命史研究を牽引した歴史家、遅塚忠躬は、その著『史学概論』(2010)の注記の一つで次のように述べている。

市民社会の成立をもたらした英米仏の変革を、わが国では「市民革命」と呼び慣わして来た。しかし、この呼称は、わが国で「ブルジョワ」を「市民」と呼び替えたことから生じた独自の造語であって、西欧語にはこれに当たる用語(概念)は存在しない⁸⁾。

ここでもやはり、「ブルジョワ(bourgeois)」を「市民」と「呼び替え」たことによって、「市民革命」の用語が生まれたとされている。フランス革命史を多少とも学んだものであれば、この指摘から、遅塚の師だった高橋幸八郎の『市民革命の構造』(1950)を連想するのではないか。この書のなかで、高橋は明示的に「市民」と「ブルジョワ」の用語の関係を論じてはいないが、その主題である封建制から資本主義への移行論からして、「市民」=「ブルジョワ[ジー]」が前提されていたと考えてよいだろう⁹⁾。高橋は、大塚史学とも称された比較経済史学派の創始者、大塚久雄とともに、戦後歴史学において大きな影響力をもった歴史家だった。大塚の方は、イギリス経済史における封建制から資本主義への移行過程の研究に基づいて、比較史の理論的な視座を構築した¹⁰⁾。大塚自身は、「市民革命」としてのイギリス革命について専門的に研究したわけではないが、多くの論考を通して移行の画期として

の「市民革命」の重要性を説いた。大塚にせよ、高橋にせよ、戦後改革の一環として実施された農地改革後の日本社会をいかに近代化・民主化していくかという差し迫った課題に応えようとして、西欧の近代社会の成り立ちを学ぼうとした点に特色があった¹¹⁾。そして、高橋のブルジョワ革命論を批判した河野健二や、大塚の「近代的人間類型」論などを批判したマルクス主義者の浜林正夫らも「市民革命」を題名に含む著書を出しており、この用語・概念は、1950年代には歴史学、社会科学の研究者だけでなく、歴史の教員やジャーナリズムなどに広く浸透していったと考えられる。

改めて、高橋と河野の二人の「市民革命」の定義を参照しておこう。

市民革命はもともと封建社会が解体し、近代社会（近代市民社会 *moderne burgerliche Gesellschaft*）が成立する歴史的劃期における政治的、社会的変革である。この変革が市民革命あるいはブルジョワ民主主義革命といわれるのは、封建社会の母胎内でしだいにその経済的力を増大させてきた中産的市民層 (*classe moyenne* あるいは *bourgeoisie*) が指導にたち、国民大衆の反封建的エネルギーを凝集しながら、絶対主義のうちに体现されたむかしからの支配機構である土地貴族と上層市民の封建的寡頭制をうちやぶる政治運動を組織し、もって国家権力を自己の手中におさめたからである¹²⁾。(高橋幸八郎[1957])

市民革命は、……封建国家から近代国家への転換をなしとげるさいに現われた革命であった。この革命は、支配階級たる封建勢力に対して、被支配階級たるブルジョア階級が行った革命であるから、ブルジョワ革命ともいわれ、またこの革命によって近代民主主義の政治形態が実現されたところから、ブルジョワ民主主義革命とも呼ばれる。この革命は、経済体制の上では封建制度を倒して資本主義への途をきり開き、それによって社会の生産力をいちじるしく高めるとともに、いわゆる近代文明の世界をつくり出すことに貢献した革命である¹³⁾。(河野健二[1956])

ここで細部における異同を論じることはできないが、いずれもマルクス主義のブルジョワ革命論が下敷になっていることは確認できる。また、イギリス革命、アメリカ独立革命、フランス革命を市民革命の典型的事例とみなす点も通説として広く受け入れられていた。ところが、上記「辞典項目解説」が言うように、イギリス革命やフランス革命に関しては、ブルジョワ革命論を批判する修正主義の議論が台頭することになった¹⁴⁾。

イギリス革命については、今井宏が「[ピューリタン]革命の陣営構成についてのクリストファ・ヒルのマルクス主義に立つ古典的なブルジョワ革命にたいする批判」を次のように要約している。

「ヒルが主張したような『封建的土地所有者』と『資本主義的な商人と農業経営者』という明確な階級的分裂はこの革命には姿をみせず、むしろ国王派、議会派の双方に、貴族、ジェントリ、商人、農民、民衆がふ

くまれていたことが、実証的な研究によって明らかになるにつれて、ヒル自身も『イギリスにおける分裂は、第三身分と貴族・ジェントリのあいだにあったのではなく、『地方』と『宮廷』のあいだにあったのである』として、この対極概念にもとづく解釈を容認するにいたり、これをもちいて革命の原因、経過、帰結を把握しようとする研究動向が主流を占めるようになった¹⁵⁾。(今井宏[1990])

また、ヒルやローレンス・ストーンが批判した19世紀来のホイッグ史観の進歩主義的な歴史観もふくめ、1970年代半ば以降の修正主義によるイギリス革命の見直しについて論じた近藤和彦[2004]によっても、「……イギリス十七世紀史の修正主義は、権力政治の仔細な分析、あるいはローカルな実証研究にもとづいて、『革命必至の道』定説を全面否定」した。「革命がなにか社会構成体の根本矛盾から展開したと考える必然論はしりぞけられ」たとされている¹⁶⁾。

またフランス革命の修正主義を紹介した論考は比較的多くあるが、ここでは松浦義弘[2013]のまとめを参照しておく。フランスでも20世紀半ばまで主流派の革命史家たちはブルジョワ革命論に立脚していたが、1950年代の半ばから修正派による厳しい批判が展開されることになった。ことに、「貴族とブルジョワ階級の階級闘争に革命の原因をみる議論」が否定され、むしろ「両者のエリートの間では生活様式や価値観が均質化しつつあり、その財産もともに、利潤を最大にする資本主義的な投資よりも土地や官職への非資本主義的投資に基づいていたこと、むしろ貴族の経済・文化面での活動のほうが資本主義的な側面をもっていたこと、などが実証され」たとされている¹⁷⁾。この点に関しては柴田三千雄も、「修正主義者の最大の論点」として受け入れている¹⁸⁾。

松浦の別の論考によれば、修正主義の動向との関係については明言されていないものの、柴田三千雄や遅塚忠躬ら「高橋史学を基本的に継承しようとする歴史家」たちによって民衆運動史や世界システム論などの新たな視角を通した「戦後歴史学の自己変革」が図られ、「日本社会の『近代化』という要請に応えようとした、わが国固有の色合いを帯びたフランス革命史 [= 「市民革命」と理解してよいだろう] 研究」は消滅に向かったという¹⁹⁾。

なお、「辞典項目解説」の三点目、「市民革命」が「市民社会」の誕生を目的とする政治変革へと、意味が横滑りする場合もある」との指摘に関しては、次章でイギリス、フランスの歴史教科書について検討したあと、「おわりに」で論及する。

4. イギリス、フランスの歴史教科書の革命像

本章では、わが国で「市民革命」と呼び慣らわされてきた革命が英仏の歴史教科書のなかでどのように記述されているのかをみとみる。以下に取り上げる英仏の教科書については、何らかの基準にしたがって選択されたものではない点をあらかじめお断りしておく。イギリスに関しては先行研究もいくらか参考にしたが、主にはネット

検索によって入手できた前期中等教育の教科書を考察対象にした²⁰⁾。前期中等教育は義務教育であり、ほぼすべての生徒が「歴史」教科を履修していると考えられる²¹⁾。

1) イギリス

現在のイギリスの歴史教育は、2014年改訂のナショナル・カリキュラム〔以下、NCと略〕の下に行われている。ここで便宜的に「イギリス」と表記するが、正確にはイングランドのナショナル・カリキュラムであり、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにはそれぞれ独自のカリキュラムがある。イングランドのNCでは、「歴史」はKey stage〔KS〕3 (11～14歳)の必修教科となっている。NCのKS3の歴史学習プログラムでは、イギリス革命に関して、項目「1509年から1745年のブリテンにおける教会、国家、社会の発展」のなかの目安として「ブリテンにおける内戦civil warsの原因と出来事」、「空位時代(アイルランドにおけるクロムウェルを含む)」、「王政復古、『名誉革命』と議会の権力」が挙げられているだけである²²⁾。

以下では、Oxford University Press, Collins, Longmanの3社のKS3歴史教科書において、イギリス革命(とくに「ピューリタン革命」²³⁾)やフランス革命がどのように叙述されているかを見ておこう。筆者なりに単元・小単元やそれぞれの内容をまとめてみた資料である。イギリスの場合、出版社によって書名も異なるので、これも併記しておく。最初に取り上げるのは、時系列的な構成よりもテーマ学習的な内容を重視したOUPの教科書である。なお、各教科書の説明における頁の注記は省略する。

《Oxford University Press》*KS3History Renaissance, Revolution and Reformation. Britain 1509-1745.*²⁴⁾

単元7.1「なぜ、イングランド人同士が戦いはじめたのか」において、国王自身や国王派と議会派の対立の要因(王権神授説、国王の議会軽視、課税をめぐる対立、国王のカトリック傾斜に対するピューリタンの反発など)がわかりやすく解説されたあと、7.2「その日の対決:円頂派対騎士派」7.3「ルパート公子:狂った騎士か悲しい騎士か」7.4「新型軍のどこが新しかったのか」7.5A,B「なぜ、チャールズ1世は死刑を宣告されたのか」7.6「処刑に向かうチャーリー」という小単元が続く。

単元8では、議会軍の指導者で、国王処刑後は共和国イングランドの統治者「プロテクター(護国卿)」になったオリヴァー・クロムウェルを取り上げている。8.1「クリスマス禁止した男」8.2「クロムウェル:アイルランドの災いのもと」8.3「クロムウェル:英雄、それとも悪人?」8.4「クロムウェルの首はどうなったか?」

単元9では、9.1「誰が陽気な君主だったか?」のチャールズ2世による王政復古から、9.2「お宅の死体を出しなさい」でサミュエル・ピープスの日記を通して17世紀のペスト流行を、9.3「リング、リング、オ、ローズ」ではとくに1665年の腺ペスト流行を、9.4A,B,C「だれがロンドン大火を引き起こしたか」で1666年のロンドン大火を取り上げている。その規模の大きさや惨状が紹介され、火災の原因に関するピープ

スら同時代の証言や歴史家の所説、証拠もなく放火犯として虐殺されたフランス人カトリック教徒、ロンドン再建の都市計画について記述されている。9.5「女性についてはどのようだったか」で17世紀のイングランド女性の生活について考察した後、9.6「あなたは、国王チャールズ2世を治せますか」で、チャールズ2世が、1685年に病死した経緯を取り上げ、当時の医師の治療法を解説している。瀉血がむしろ王の死を早めた可能性など生徒たちに考えさせる構成。10.1A,B「名誉革命」では、チャールズ2世の死後、カトリック教徒のジェームズ2世が後を継ぐことになり、イングランドが再カトリック化される可能性を議会が強く危惧した理由を考察させるようになっている。

単元10において、1688年に議会の招きを受け、オレンジ公ウィレムとメアリがイングランドに上陸、国王と女王に即位する経緯が辿られている。とくに「権利の章典」によって議会の国王に対する優位が定められたこと、名誉革命によって国王と議会の対立に終止符が打たれたことが強調されている。〔後半の、スチュアート朝からハノーヴァー朝への移行など省略〕

《Longman》*Think through History. Changing Minds: Britain 1500-1750.*²⁵⁾

単元8「『もっとも怖ろしいこと』どうしてチャールズ1世は支配権を失ったのか」

内戦を経験したある将軍が「もっとも怖ろしいこと」と評したように、親子や兄弟同士が敵味方に分かれて戦ったことにふれつつ、なぜそのような怖ろしい戦争が起きたのかを、国王派のウォルター〔Wと略〕と議会派のヘンリ〔Hと略〕という架空の兄弟の登場する戯曲を読みながら、彼らの議論を通して内戦の原因について考察させる構成となっている。戯曲は3幕から成っており、第1幕は、第一次内戦がはじまった1642年8月の設定で、WとHが戦争の原因をつくったのは議会か国王かについて論争する。「権利」がキーワードになっており、Wは国王が自分の権利を守るために挙兵したと主張するのに対して、Hは、国王が11年も議会を開かず、側近のストラフォードとともに恣意的な課税をおこない、国民の権利を蔑ろにしたことなど主張。第2幕では、Hがスコットランドへの祈祷書の強制、国教会のカトリック的性格の強まりを批判し、カトリック教徒の王妃の影響を示唆する発言したのに対して、Wはピューリタンこそ、神によってイングランド国教会を委ねられた国王の意思に背いて改革をおこなおうとしていると反論している。第3幕では、再び国王と議会の対立をめぐる、議員の「国民に奉仕する義務」を主張するHは、スチュアート家の国王が議会の同意を得ながら統治するイングランドの伝統を忘れていると批判するのに対して、議員らは「国王に奉仕する義務」を負っているとするWは、チャールズ1世は「小さな神」であり、王に対する義務を怠ることは、神に対する義務を怠ることになると反論している。3幕の議論を通して、生徒たちに「内戦」の原因を宗教、権力、

お金の3側面から捉え直させる構成になっている。

続いて、単元9「これまで見たなかでもっとも狂った世界」: どうしてイギリスBritainはあれほど混乱したのか」では、「戦争の『狂気』」として凄惨な内戦、「斧の『狂気』」として国王処刑の様子、「夢想家たちの『狂気』」としてレベラーズ、キューカー、ディガーズについて解説されている。そして「『勇敢な悪人』の『狂気』」として、オリヴァークロムウェルが国王処刑後、アイルランド遠征でカトリック教徒を残酷に弾圧したことや共和国樹立後に護国卿に就任するまでの経緯が述べられている。

単元10「即位した君主たち: 1660年以後、誰が支配権を握ったか」では、クロムウェルの死と彼の息子リチャードの護国卿就任にふれたあと、1660年の王政復古以降、チャールズ2世、ジェームズ2世、ウィリアム3世・メアリ2世、アン女王と続いたスチュアート家の諸君主を紹介しながら、議会主権が確立されていく過程が略述されている。

《Collins》Key Stage 3 History Book1: 1066-1750. ²⁶⁾

単元4「近世イングランドの権力」の4.1～4.15においてチューダー朝の権力、統治について多面的に考察したあと、以下のとおり小単元が続く。4.16「チャールズ1世処刑」、4.17「宗教はどのようにチャールズ1世処刑の原因に関わっていたか」、4.18「お金はどのようにチャールズ1世処刑の原因に関わっていたか」、4.19「どのような事件が重なってチャールズ1世の処刑に到ったか」、4.20「国王クロムウェル」、4.21「イングランドとアイルランドにおけるクロムウェルの統治」、4.22「1660年から1688年までに君主の権力はどうか変わったか」、4.23「1689年から1727年までに君主の権力はどうか変わったか」、4.24「1727年から1830年までに君主の権力はどうか変わったか」4.25「諸事件の意味」

「チャールズ1世の処刑」は単元4の重要な項目となっているが、「革命」の語は使われていない。4.17、4.18では、チャールズ処刑の原因に関して、宗教問題として、カトリック教徒のアンリエット・マリアを王妃にもつ国王とピューリタンとの対立が深まる過程と、資金問題として、国王による恣意的な課税をめぐる議会との対立が略述されている。

なお、4.19では「考察しよう」の項目で「同じ国のなかで集団同士が戦うとき、内戦civil warが生じる」という定義が示され、17世紀のイングランド内戦の他、19世紀のアメリカ合衆国の南北戦争、20世紀末のユーゴスラビア内戦が例として挙げられている。そして「内戦は、なぜこれほどむごい種類の戦争なのでしょう」という問いかけがなされている。

これら3社の教科書の内容からまず確認できることは、「ピューリタン革命」の名称が使われていないだけでなく、歴史用語の「名誉革命」以外には「革命」の語も本文の記述に見当たらないことである。オックスフォード大学出版局の教科書だけ、巻末の用語解説のなかで「革命」について、「新しい体制を支持し、政府あるいは社会秩序

を転覆させること」という一般的な意味が記載されている²⁷⁾。近藤和彦は、修正派のイギリス革命像を、「革命がなにか社会構成体の根本矛盾から展開したと考える必然論はしりぞけられ、……」「一六四〇年代の事態は、一人の無定見な君主をいただくスコットランド・イングランド・アイルランドというブリテン諸島の三王国のあいだの／における内戦・内乱ととらえなおされる」²⁸⁾としているが、この指摘は、3社の教科書の内容にも当てはまるといえよう。

NCの規定するKS3「歴史」は、基本的にイングランドを中心とした連合王国の自国史が前提されており、フランス革命の学習は想定されていない。しかし、Longman社の教科書のうちの1冊、『市民の意識Citizens' Minds』²⁹⁾は副題が「フランス革命」であり、全編を通してフランス革命の歴史が辿られている。「はじめに」で語られるルイ16世処刑の日の光景が伏線となり、なぜ国王処刑にいったかという疑問を解いていく筋書き;バステューユ牢獄の占拠について、ディケンズ『二都物語』の描写と歴史家が実証したパリ民衆の意図や社会構成を照らし合わせる構成;後半の方では、革命期の女性に関する単元が設けられ、オランプ・ド・ゲージュの「女性および女性市民の権利の宣言」[以下、女権宣言と略](抜粋)の他、1789年10月のヴェルサイユ行進に参加した女性たちの供述書なども資料として載せられている点;ナポレオン戦争の解説に相当のスペースが充てられ、対仏同盟側の勝利に終わる叙述にイギリスのナショナリズムが読み取れなくもない点等々、興味深い内容も多い。他方で、イギリス革命に関する記述は見当たらず、絶対主義の王ルイ16世と同時代のジョージ3世を比較して、後者の権力が議会によって制約されている点に言及されているだけである。また、革命前の貴族、ブルジョワジー、農民、都市民衆の四つの社会集団の要求や行動が革命の推進力となったとする複合革命論的な見方が採られてはいるが、ブルジョワジーの役割が強調されているわけではない。

2) フランス

フランスでは、日本の学習指導要領に類似した「公定プログラムprogrammes officiels」に基づき、第4学年(13,14歳)の必修教科「歴史」においてフランス革命について学習する³⁰⁾。現行のプログラムは2015年に制定、16年から施行されている。フランス革命にかかわる項目は、表5のとおりである。

これに基づいて発行されたNathan, Hatier, Hachette, lelivrescolaire.fr4社の教科書を参照する。隣接分野という理由によると考えられるが、いずれも地理、道徳・市民教育の2教科も含む教科書になっている。

なお表5のとおり、フランスのプログラムには教授されるべき内容がかなり詳しく規定されている。したがって、執筆・出版社によって章立てや内容が独自に編集されているイギリスに比べて、フランスの教科書の章立てはほとんど同じである点が異なっている。上記4社とも、テーマ1「18世紀:[海外への]拡大、啓蒙、革命」の第3章「フランス革命と帝国」という構成は同じなので、最

表5 フランスのプログラム:第4学年(4^e Cycle4)「歴史」のテーマ1

授業計画の年間指標
テーマ1:18世紀:[海外への]拡大、啓蒙、革命 ・18世紀の商業ブルジョワジー、国際交易、黒人奴隷貿易 ・啓蒙のヨーロッパ:思想の伝播、啓蒙専制主義、絶対主義に対する批判 ・フランス革命と帝国:フランスとヨーロッパにおける新しい政治秩序と変革された社会
学習の進め方と内容
第4学年の授業では、ルイ14世の死から第三共和政の確立まで、ヨーロッパとフランスが経験した主要な政治的、社会・経済的、文化的な変化を理解するのに必要な基礎的知識を生徒に提供できるはずである。これらの変化の主たるアクターを見定めることがとくに重要である。 植民地におけるプランテーション経済の発展に関連した交易の学習は、ヨーロッパの強国間の対立の起源や大西洋沿岸地方の繁栄、アフリカの奴隷貿易と植民地の奴隷制の進展と結びついた大西洋貿易の発展の起源を探ることにつながる。 科学的精神の発展、より遠方への地平の拡大は、文筆家や科学者に自分たちの生きる世界の政治的、社会的、宗教的な基盤を問い直すよう促す。新しい思想の伝播の仕方、異なる社会集団が思想を我がものにするやり方、徹底的に刷新された政治空間において公論に果たされた新たな地位について考察できるだろう。 共和国や帝国の戦争の経緯を通して、フランス革命がフランスのみならずヨーロッパにおいて経済的、社会的、また政治的な秩序にもたらした影響を特徴づける。その際、大西洋[諸]革命の枠組みのなかにフランス革命の独自性を置きなおすこともできる。大革命と帝国によって導入された行政的、社会的大改革の重要性を想起する。

初にNathanの教科書について章の全体を概観したあと、他社については、本稿の関心からみて特徴的な点を取りあげることとする。書名は教科名が記されているだけなので、省略した。

《Nathan》³¹⁾

見開きの左頁にバステューユ牢獄攻略(シヨレ作)、右頁に1804年末の鷲軍旗の授与後、皇帝ナポレオンへの宣誓(ダヴィド作)が置かれた見開きから第3章がはじまる。最初に「私の位置づけ」として、前後の時代に挟まれた「革命と帝国」の時代の概略(時間的位置)、また革命戦争、姉妹共和国、ナポレオン帝国の地図(空間的位置)が表示されている。「私は発見する:政治的革命(1789-1793)」では、憲法の条文などの資料によって立憲君主制から共和国への政治体制の転換について記述する。続く「私は調べる:社会と経済の革命」では、人権宣言やユダヤ教徒解放令、ダラウド法や度量衡の統一、また女性の政治クラブやオランプ・ド・ゲージュの「女権宣言」などの資料から、どのような変革が生じたのかを考えさせる問いが設けられている。「私は調べる:革命は奴隷たちを解放したのか」では、サン＝ドマング島の奴隷反乱や1794年の奴隷解放令、1802年の奴隷制復活に関する資料が載せてある[但し、反乱と奴隷制廃止の因果関係についての説明はない]。「私は調べる:革命とボナパルトは、どのようにフランス社会を再編するのか」では、県・県知事制度、レジオン・ドヌール、通貨フラン、民法典、リセの創設などの資料が挙げられている。「私は発見する:ヨーロッパにおける自由と国民の理念の普及(1789-1815)」では、革命期から帝政期にわたって、軍事的な侵攻とともに革命の成果がヨーロッパ各地に伝えられたが、ドイツやスペインで失望や反乱が生じたことについて、ゴヤ「5

月3日」の図像など資料が載せられている。あとに、既習事項を整理した「課題」や応用問題が数頁続いている。なお、「課題」頁の「用語解説」欄には「憲法」「国民」「共和国」「主権」が挙げられている。アメリカ[独立]革命Révolution américaineの影響に関しては、第2章で絶対王政への批判の高まりを扱った見開きにコンドルセの「アメリカの革命のヨーロッパへの影響について」(1786)の一節が載せられているだけである。

《Hatier》³²⁾

テーマ1「18世紀:[海外への]拡大、啓蒙、革命」の第3章「フランス革命と帝国」では、「学習:連鎖する革命」において、「18世紀末、ヨーロッパとアメリカにおいて諸革命が勃発する。大西洋革命である。それらの原因は同じではなかったが、相互に影響し合った」と、いわゆる大西洋革命論に則った記述があり、アメリカ革命の解説と独立宣言[抜粋]の横に13植民地の反乱、ハイチ革命、1880年代初めのオランダ、ジュネーヴの反乱、フランス革命、90年代のポーランド、アイルランドの反乱が示された地図が載せてある。また「異なる観点からみた歴史」として、「政治生活の発明」に関する資料が載せられており、国民議会、ジャコバンクラブなどの議論や政治新聞を通じて、市民が国家の運営に関与するようになったことが取り上げられている。Nathanではごく限られたスペースしか割かれていなかった女性の参加についても、「学習:女性が発言する」においてヴェルサイユ行進、女性のクラブ、オランプ・ド・ゲージュの略歴を添えた「女権宣言」、女性の権利に関する略年表、女性は家庭を離れるべきではないとする国民公会議員の発言などが紹介されている。他の頁には、離婚が法的に認められたことにもふれた資料もある。

《lelivrescolaire.fr》³³⁾

「資料dossier」として、1. アメリカ革命の影響、2. 1789-1791:旧体制の終わり、3. 1792-1794:共和国とテールール、4. ナポレオン1世と帝国、という時系列的な構成を中心に、革命の過程が比較的バランスよくまとめられている。総裁政府期がほぼ無視されている点は、他の教科書にも共通している。他方で、サン＝ドマングの反乱や奴隷解放、ハイチ革命についてまったく記述されていない点が特徴ともいえる。

《Hachette》³⁴⁾

これもフランス革命からナポレオン帝国までのプロセスを要領よくまとめている。アメリカ独立の影響は、前のテーマ「啓蒙のヨーロッパ」のなかでふれられている。また、「調査:すべての人にとっての平等?」の見開きで、黒人奴隷の解放や「女権宣言」の資料と並べて奴隷制復活や民法典による女性の権利の制限に関する資料も載せてある点に独自性がみられる。

フランスの歴史教科書に関しては、構成や内容にある程度の共通性が見られる点で、日本の教科書に比較的近いといえる。しかし上述の要約では十分に示せなかったが、教科書の本文はほとんどなく、史資料と解説、生徒への問いが中心になっている点はイギリスの教科書に似ており、それ以上に顕著である。換言すれば、抽象的な概念を用いながら「史実」を解説していく叙述法は採られていない。これまで見てきたように、イギリスの教科書には「内戦」を18世紀後半の諸革命に関連づける記述は見当たらなかった。一方、フランスの教科書では、国の公式プログラムに使われている「大西洋革命」の概念を用いた教科書が一点あり、取り上げ方に違いはありながら、他の教科書もアメリカ革命との関連に言及している。

また、英仏の教科書に共通して、女性の状況や権利(のネグレクト)への関心がみられる。また、フランスの教科書の多くが、奴隷の解放、また一部はハイチ革命、奴隷制復活に関する資料を載せていることも確認できた。

おわりに

教科書を国別で比較する際には、それが学校現場でどのように利用されているかという教育学的な観点も必要になるだろう。詳しく論じる用意はないが、イギリスでは、特定の1冊の教科書を生徒一人ひとりがもつのではなく、教室に違う種類の教科書が数冊置かれており、必要に応じてそれらを参照できるようになっているようである。フランスの場合は、日本と似ていて、個々の生徒が学校指定の教科書をもっており、家庭にもちかえるのが一般的なようである。教師によってどのように活用されているかという点の検討などは、教科書研究を主目的とする論考に委ねたい³⁵⁾。

さて、第3章に引用した遅塚忠躬の文章は、実は次のように続けられている[71頁の引用に続く段落より]。

(上垣豊氏はこの用語を「日本独特のもの」として。西川正雄他編『角川世界史辞典』、2001、項目「市民革命」)なぜなら、英米仏のそれぞれにおいて

は、一つの革命によって、近代市民社会civil societyとそれに基づく近代資本主義システムcapitalismとが同時に成立したから、そこに成立した社会をmodern society, burgerliche Gesellschaft, société bourgeoiseと呼び、その革命を呼ぶには、単にmodern revolutionとかrévolution bourgeoiseとか言えばこと足りたのである。私は、その革命が結果において資本主義の発展に適合した社会をもたらした(商品所有者の身分的平等と経済活動の自由の実現)という意味で、それをブルジョワ革命と呼ぶのがよいだろうと考えている。だが、そうすると、社会主義崩壊後のビロード革命だのオレンジ革命だの歴史的性格を示すには、それらを何とよぶべきなのだろうか。加藤哲郎氏は、いちはやく、これらを東欧の「市民革命」ないし「民主主義革命」と呼んでいたが……、これは現代史上の難問の一つであり、私にはそれを論じる準備がない³⁶⁾。[文中の下線は原著者による]

長年にわたり日本のフランス革命史、西洋近代史研究を牽引してきた遅塚にとっても「市民革命」は悩ましい概念であった。引用中の上垣豊が言うように「日本独自のもの」であり、それらの革命の祖国であるイギリスやフランスには該当する用語・概念はない。「結果において資本主義の発展に適合した社会をもたらした」革命であったから「ブルジョワ革命と呼ぶ」という遅塚の主張については、革命史の専門家によって検討されることだろう。

予想されたことではあったが、やはりイギリスやフランスの歴史教科書には類似の概念、捉え方すら見当たらなかった。全般的に、抽象的な概念を用いた説明はできるだけ避け、本稿でふれなかった図像資料を含め、生徒たち自身に多様な史資料を読みとらせ、意味(解釈)を考えさせる工夫が凝らされているといえる。フランスの公式プログラムや教科書において大西洋革命論が取り入れられている点は注目に値するが、近代に起きた諸革命に対する包括的な概念として用いられる「市民革命」とは解釈の次元が異なると言ってよいだろう³⁷⁾。

しかしだからといって、「市民革命」の用語・概念を放棄すべきと結論づけてしまうのは早計ではなかろうか。この概念になお有効性が認められるとすれば、第3章で参照した「辞典項目解説」のいう「『市民社会』の誕生を目的とする政治変革」の視点から諸革命が批判的に捉え直されることになるのではないか。その際、私的所有権の確立という社会経済史上の意義も、女性や奴隷、宗教的マイノリティなどの一個人としての一人権が保障、拡大される民主化との関連において改めて問い直されることになろう。グローバルヒストリーの観点を踏まえ、再び西洋中心主義の陥穽にはまらぬよう留意しながら、この民主化プロセスを起動させた革命として再定義できれば、逆に欧米など諸外国の歴史家にも提案できる概念に鍛えなおせるかもしれない³⁸⁾。第2章でみたとおり、「市民革命」にイギリス革命を含めるかどうかについて、教科書(執筆者)の間で違いが生じている。この問題も、学術的な次元で改めて問われることになるだろう³⁹⁾。

注

- 1) 松永友有(2007)「世界史における市民革命概念の検討」、『群馬大学教育実践研究』第24号、62頁。
- 2) アジア太平洋戦争後の「社会科」とその学習指導要領の成立事情については、以下を参照。梅野正信(2004)『社会科歴史教科書成立史——占領期を中心に——』日本図書センター。松島榮一(1997)「戦後歴史教育・社会科教育の五〇年にあたって」、歴史教育者協議会編『歴史教育50年のあゆみと課題』所収、未来社。
- 3) 形式的には、昭和22年の学習指導要領の改訂版として発表されている。各巻の正式な題名は、第1巻「中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅰ中等社会科とその指導法(試案)」、第2巻「中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅱ一般社会科(中学1年?高等学校1年, 中学校日本史を含む)(試案)」、第3巻「中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅲ(a)日本史(b)世界史(試案)」「(c)人文地理は第3巻の別分冊になっている」。なお、本稿で参照する学習指導要領はすべて、国立教育政策研究所の「教育情報データベース」<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>において閲覧したものである。
- 4) この教科書では、第2章冒頭の「学習課題」のなかで「市民革命」の語が使われている。その後続く本文でイギリス、アメリカ、フランスの革命が解説されているので、イギリスの革命も含めるとみなした。川手圭一他(2021)『明解 歴史総合』帝国書院、32-38頁。
- 5) 岸本美緒・鈴木淳他(2021)『歴史総合 近代から現代へ』山川出版社、39頁。なお、割田聖史によれば、現在の高校世界史教科書におけるフランス革命の記述に関して、国民国家の創出が強調されるようになってきているという。割田「歴史を意味づける」、南塚信吾・小谷汪之編著(2019)『歴史的に考えるとはどういうことか』ミネルヴァ書房、116頁。すでに2007年に松本通孝も同様の指摘をしていた。松本(2007)「歴史教科書におけるフランス革命の位置づけの変遷」、専修大学社会知性開発研究センター／歴史学研究センター『フランス革命と日本の近代化——「世界史」教科書のなかのフランス革命——』所収、53頁。
- 6) ただし、何ら説明なく「市民革命」の語のみ記述されている例は、疑問の余地なしとは言えないだろう。
- 7) 世界史小辞典編集委員会編(2004)『山川世界史小辞典(改訂新版)』山川出版社、298、299頁。
- 8) 遅塚忠躬(2010)『史学概論』東京大学出版会、442頁。
- 9) 高橋幸八郎(1950)『市民革命の構造』御茶の水書房、1950年。
- 10) その際、マルクスの発展段階論とウェーバーの類型論が踏まえられていた点については、以下を参照。大塚久雄(1960)「緒言」『西洋経済史講座——封建制から資本主義への移行——』第1巻、岩波書店、所収。
- 11) 大塚、高橋ら当時の比較経済史学派の問題意識については、以下を参照。小田中直樹(2002)『歴史学のアポリア ヨーロッパ近代社会史再読』山川出版社の第1章、および同(2022)『歴史学のトリセツ——歴史の見方が変わるとき』筑摩書房、78-82頁。
- 12) 高橋「市民革命」、井上幸治他編(1957)『総合世界歴史事典』時事通信社、所収、176頁。
- 13) 河野健二(1956)『市民革命論』、創元社、9頁。
- 14) アメリカ独立革命に関しては、筆者の知識不足により論及できない点をご容赦いただきたい。
- 15) 今井宏「補説13:『宮廷』(コート)対『地方』(カントリ)」、今井編(1990)『世界歴史大系イギリス史2 近世』山川出版社、所収、199頁。
- 16) 近藤和彦(2004)『『イギリス革命』の変貌——修正主義の歴史学』『思想』964号、47頁。併せて以下も参照。同号所収のジョン・モリル(富田理恵訳)「一七世紀ブリテンの革命再考」(John Morrill(2003), 'Rethinking Revolution in Seventeenth-Century Britain')。後藤はるみ(2015)『『考えられぬこと』が起きたとき スチュアート朝三王国とイギリス革命』、近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社、所収。岩井淳(2022)「比較革命史の可能性 イギリス革命史研究の衰退と復活」、岩井・山崎耕一編『比較革命史の新天地 イギリス革命・フランス革命・明治維新』山川出版社、所収。
- 17) 松浦義弘(2013)「フランス革命史研究の現状」、松浦・山崎耕一編(2013)『フランス革命史の現在』山川出版社、所収、12頁。
- 18) 柴田三千雄(1989)『フランス革命』岩波書店、238頁。
- 19) 松浦義弘「戦後日本におけるフランス革命史研究」、松浦・山崎耕一編著(2021)『東アジアから見たフランス革命』風間書房、所収、10、11頁。
- 20) 当然のことながら、英仏の教育課程、教科書制度、教科書の利用のされ方等々の条件は異なっているが、本稿で言及できる範囲は極めて限られたものである点をお断りしておく。
- 21) 後期中等教育については、英仏それぞれの制度が複雑なせいもあるかもしれないが、わが国の研究も手薄であり、本研究ではカバーしきれなかった。
- 22) Department for Education, 《History Programmes of Study: Key Stage 3 National Curriculum》。以下のURLを参照。https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/239075/SECONDARY_national_curriculum_-_History.pdf なお、イギリスのナショナル・カリキュラムについては、以下を参考にした。鋒山泰弘(1994)「英国ナショナル・カリキュラムと歴史教科書」、歴史教育者協議会編『あたらしい歴史教育5:世界の教科書を読む』大月書店。二井正浩(2008)「平成20年版学習指導要領と2008年版英国ナショナルカリキュラムにおける歴史学習——前期中等教育を事例にして——」、『社会系教科教

- 育学研究』第20号。伊東彩子(2012)「イギリスにおける歴史教育の動向——研究と実践から見出される展望と課題——」社会科教育研究、No. 116。
- 23) 筆者の参照したイギリスの教科書では、「ピューリタン革命Puritan revolution」の語は使われていない。
- 24) Aaron Wikes (2014) , *KS3History Renaissance, Revolution and Reformation. Britain 1509-1745*, Oxford University Press.
- 25) Jamie Byrom et als. (1999) , *Think Through History. Modern Minds. The twentieth-century world*, Longman.
- 26) Derrick Murphy et als. (2010) , *Key Stage 3 History Book2 1750-1918*, Collins.
- 27) Wikes, op. cit., p. 156.
- 28) 近藤、前掲論文、47頁。
- 29) Jamie Byrom et als. (2003) , *Think Through History. Citizens' Minds. The French Revolution*, Longman.
- 30) 'histoire' in «Annexe 3 Programme d'enseignement du cycle des approfondissements (cycle 4)», Bulletin officiel special n° 11 du 26 novembre 2015, p. 67. 以下のURLを参照。https://www.education.gouv.fr/bo/15/Special11/MENE_1526483Aannexe3.htm. フランスのProgrammesについては、以下の文献を参考にした。飯田伸二(2016)「2016年のコレージュ改革——学級と科目の脱構築に向けて——」、『国際文化学部論集』第17巻3号。大津尚志(2021)「フランスにおける2018年版「道徳・市民」科学習指導要領」、『教育学研究論集』第16号。飯田は、Programmesを「教育課程基準」、大津は「学習指導要領」と訳している。
- 31) Anon.(2016), *Histoire géographie enseignement moral et civique. 4e cycle 4. Nouveau programme 2016*, Nathan. Nathanの歴史教科書は比較的多く使用されているようである。以下のURLを参考にした。<https://www.neoprofs.org/t102526p25-sondage-choix-manuel-hg>
- 32) Martin Ivernel et als. (collection) (2021) , *Histoire géographie EMC, 4e cycle 4*, Hatier.
- 33) Florent Fignon et Julia Manuello (ed.) (2016) , *Histoire-géographie enseignement moral et civique. 4ecycle 4. Nouveau programme 2016*, lelivrescolaire.fr.
- 34) Nathalie Plaza et Stephane Vautier (dir.) (2021) , *Histoire géographie EMC, 4e cycle 4*, Hachette.
- 35) イギリス、フランスの教科書の使われ方については、さしあたり以下を参照。国立教育政策研究所(2009)「第3期科学技術基本計画のフォローアップ『理数教育部分』に係る調査研究[理数教科書に関する国際比較調査研究結果報告]」。この資料の冒頭には、理数系に限定せず、各国の教科書制度や使われ方に関する概要がまとめられている。また、フランスに関しては、東部ブザンソンで長年リセの教員を務めたマリ=テレーズ・ナルベMarie-Thèrese Narbey氏から貴重な情報提供を受けた。感謝の意を表したい。
- 36) 遅塚、前掲書、442頁。
- 37) この点に関する示唆的な考察について、以下を参照。加藤晴康(1995)「『大西洋革命』とフランス革命」、『歴史評論』第541号、32, 33, 38頁。
- 38) その場合、欧米も含めた他国の研究者に対しても説明できるような、bourgeois revolutionに替わる英語表記が考案されなくてはならないのではないか。
- 39) イギリス革命、フランス革命、明治維新の専門家によって編まれた次の論集は、本稿の論旨にも関連すると考えられる。岩井淳・山崎耕一編(2022)、前掲書。同書において岩井は、諸革命の「連鎖史」という新たな捉え方を提案している。同上、30, 31頁。
- なおフランスに関しては、リセ第2学年[15-16歳]、第1学年[16-17歳]の「歴史」教科書において「近代世界形成の重要な諸段階」や「フランス革命と帝政」について第4学年で学習した内容をより深く学ぶことになる。そこでは、「イギリス・モデル」(議会制、基本的権利の保障、権力の分立)がフランスの啓蒙思想家やアメリカ独立革命に果たした影響や、フランス革命による新たな国民nationの創出(国民主権、人権宣言の原理に基づいた国民統合、ヨーロッパへの波及)が重視されている点を付言しておく。'histoire' in «Annexe 1 Programme d'histoire-géographie de seconde générale et technologique» et «Annexe 2 Programme d'histoire-géographie de première générale», Bulletin officiel de l'éducation nationale. 以下のURLを参照。<https://www.education.gouv.fr/bo/19/Special1/MENE1901577A.htm>.

【付記】本稿は、2019-2022年度科学研究費補助金基盤研究(C)一般[研究課題番号19K02682]の成果である。